

聴覚障害者のための 防災マニュアル



平成24年(2012年)3月
社団法人 茨城県聴覚障害者協会

もくじ

いざというときの控え	P.1
ロードマップ	P.3

聴覚障害者自身の対応

I 日頃からの備え	P.5
1 正確な情報を得る方法	
2 自分の状況を伝える方法	
3 災害時要援護者制度への登録	
4 避難の方法	
5 家の安全対策	
6 難聴の方	
II 地震が発生した場合の適切な行動	P.9
1 地震時の行動	
2 地震がおさまった後の行動	
III 応急対策, 復旧・復興	P.12
1 応急対応	
2 被災下での生活	

聴覚障害者関係団体の対応

I 日頃からの備え	P.16
II 地震の発生直後の対応	P.18
III 応急対策, 復旧・復興	P.20

災害時の心のケア	P.25
身近で聴覚障害者をサポートしていただける方へ	P.27

【いざというときの控え】

氏名, FAX 番号, メールアドレスなど	
家 族 ・ 親 戚	
近 所 の 人	
職 場	FAX
町内会・自治会長 (自主防災組織)	
民 生 委 員	FAX 電話
市町村(役所)	FAX
火 災 ・ 救 急	() 消防本部 FAX
	() 消防署 FAX
電 気	東京電力 茨城カスタマーセンター FAX 0120-993-011 電話 0120-995-332
都 市 ガ ス	FAX
L P ガ ス	FAX
水 道	FAX
かかりつけ病院	FAX
近くの避難場所	FAX
補 聴 器 等 (購 入 先)	
県 庁	FAX 029-301-3370(障害福祉課) 電話 029-301-1111(代)
信 頼 で き る ツイッターアカウント	

聴覚障害者関係団体

	FAX 番号, メールアドレスなど	
県立聴覚障害者 福祉センター 「やすらぎ」	<ul style="list-style-type: none"> ・ FAX 029-247-1369 電話 029-248-0029 ・ メールアドレス info@center-yasuragi.or.jp ・ テレビ電話 029-303-7115・7116 ・ フレッツフォン 555662773 ・ ホームページ http://www.center-yasuragi.or.jp 	
聴覚障害者 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者協会 FAX 029-246-0998 http://www.normanet.ne.jp/~ida/ ・ 中途失聴・難聴者協会 FAX 029-857-5138 http://www.normanet.ne.jp/~ibanan/ 	
支 援 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳問題研究会 ・ 手話通訳者協会 ・ 要約筆記者協会 ・ 要約筆記いばらぎ ・ 全要研茨城支部 	ホームページ http://ibatuken.jimbo.com/
※連絡先は 「やすらぎ」まで		

避難場所

	場所, FAX 番号など	
一時避難場所		
広域避難場所		

災害に備えて…

災害の写真



ロードマップ：日頃の備え～復旧・復興

	I 日頃の備え
聴覚障害者自身	P.5～P.9
	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル（本冊）の活用 ・情報入手方法の確認 ・家族・周囲への連絡方法の確認 ・地域コミュニティへの参加 ・市町村災害時要援護者制度登録 ・自宅備蓄・安全対策 ・避難所の把握
聴覚障害者関係団体	P.16～P.18
	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル（本冊）の活用 ・災害対策本部の体制整備 ・非常時の通訳者体制 (消防署・警察署) ・避難所確認 ・各団体とのネットワーク構築 ・災害に関する勉強会・協議

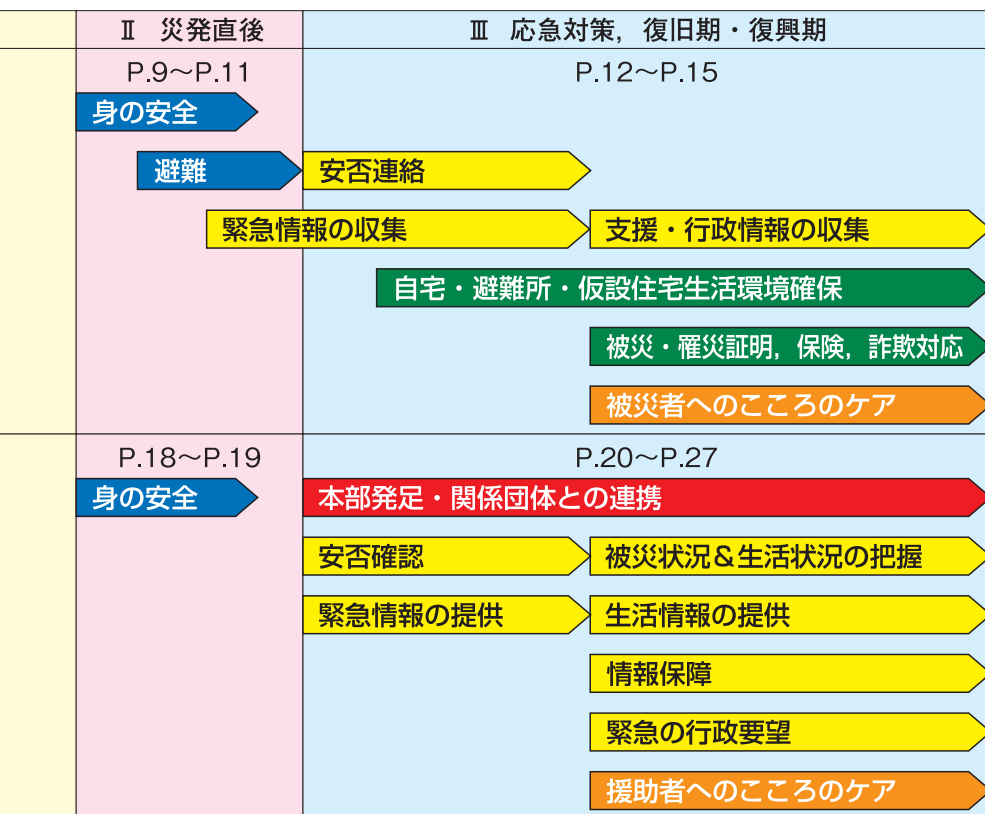
忘れません、あの大地震を…。

〈東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害〉

	東日本大震災 <small>(注)</small>	阪神・淡路大震災
発生日	平成 23 年 3 月 11 日	平成 7 年 1 月 17 日
死亡	1 万 5843 人	6434 人
行方不明	3469 人	3 人
漁港	300 以上	17
農地	2 万 3600ha	213.6ha
被害額	16 兆～25 兆円	9.9 兆円

(注) 平成 23 年 12 月 22 日現在

*数字はウィキペディアより引用



〈茨城県の被害実態〉

死者 24 人, 負傷者数 700 人超。

建造物倒壊：沿岸部（北茨城市, ひたちなか市, 大洗町, 神栖市など）を中心に津波や震動による被害。

液状化現象：利根川に近い潮来市, 鹿嶋市, 稲敷市など。

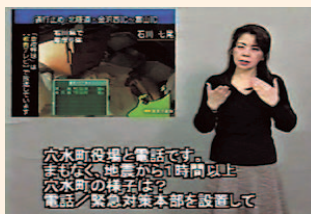
市役所庁舎の倒壊の危険：水戸市, 笠間市（笠間庁舎）など

聴覚障害者自身の対応

I 日頃からの備え

1 災害が発生したとき、正確な情報をどのようにして得るか、確かめておきましょう

- テレビ、ワンセグ（携帯 TV）、インターネット、アイドラゴンなど



- 市町村、県からの情報

- ・ 市町村の「メールマガジン」など（要登録）
- ・ 茨城県防災情報メール

<http://www.pref.ibaraki.jp/bousai/mail/bousai.html>

（希望する市町村を選択）



- ・ 茨城県防災・危機管理ポータルサイト

<http://www.pref.ibaraki.jp/bousai/>

● やすらぎの情報

☎ やすらぎのFAX番号、メールアドレス、ホームページアドレス等はP. 1『いざというときの控え』をご覧ください。

● 近くにお住まいの方等からの情報

- ・ 町内会長・自治会長（または自主防災組織）、民生委員
- ・ 近所の信頼できる方をお願いしておく



2 自分の状況を周りの方々に伝える方法を考えておきましょう

● 家族との連絡方法 ※練習しておいてください。

- ・ 携帯電話の災害用伝言板“文字の伝言”
- ・ NTT 災害伝言ダイヤル 171 “声の伝言”

● 周囲の人に聴覚障害者ということを知ってもらえる方法

- ・ 地域自治体や近隣住民とのコミュニケーションを通し、聴覚障害者が近所に住んでいることを知ってもらう。
- ・ 「災害時緊急カード」

☎ 『災害時手話ハンドブック』に掲載してあります。

3 市町村の災害時要援護者制度や聴覚障害者団体などに登録しましょう

- ・ 「災害時要援護者制度」は、日常生活で手助けを必要とする障害者等が、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする制度です。…支援者から、いざというときの安否確認、避難の手助けなどを受ける。
- ・ 事前に、市町村に登録する
- ・ 必要な個人情報を支援者に提供することへの同意が必要
- ・ 聴覚障害者協会、難聴者協会の会員として住所、連絡先等の登録がある場合は、団体からも、必要な情報伝達など支援を受けやすくなります。

4 大地震のとき、どのように避難するか、確かめておきましょう

- 非常用物品や被災後の生活必需品をリュックサックなどに入れて準備する。

☞ 大災害のとき、すぐに公的な救援の手が届くとは限りません。安心のため、3日間位は「自助」でしのげる準備をしましょう。

【非常持出し品】

- 常用している薬、処方箋明細（薬局の投薬説明書）、常備薬（市販薬）
- 筆記用具、「電話お願い手帳」、補聴器の電池、ホワイトボード等（字が書けるもの）
災害時手話ハンドブック

- 懐中電灯，ろうそく・ライター，携帯ラジオ，乾電池，呼び笛
- 防災ずきん等
- ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，衣類（下着），軍手，雨具，使い捨てカイロ
- カセットコンロ・ボンベ，調理器具・食器
- 飲料水（ポリタンク等 3日分×1日3ℓ×家族人数），食料品（3日分×家族人数）
- 健康保険証コピー，障害者手帳コピー，預金通帳番号控え

● 応急手当，火災に備えた必要な物品も準備する。

- 応急手当の備え…殺菌消毒剤・胃腸薬・止血剤，包帯，はさみ，ナイフ，体温計，毛布 など
- 火災に備えて…消火器，水バケツ

● 避難所の場所と経路を確かめておく。

- ・避難所マップを手に入れる（市町村防災担当課に問い合わせてください）

☞ 地震のときに実際に自分が取った行動を思い出しながら，正しい行動はということか，一度シミュレーションしてみてください。

5 家の安全対策は大丈夫ですか？

- 家具の固定、ガラスフィルム貼り、室内の高いところの落下危険物の撤去
- 家屋の耐震化（耐震補強）

6 難聴等の方は、身に付けている「聞こえ」を保てるように注意しましょう

- 補聴器の購入先の名称、所在地、連絡先を確かめる
☎ P. 1 『いざというときの控え』に書いておくこと。

II 地震が発生した場合の適切な行動

1 地震時の行動

【在宅中】 ※身の安全と出火防止！

- ① まずは落下物から身を守る。…たンス、食器棚のそば、窓（割れて飛び散るおそれ）のそばは危険です。
- ② 落ち着いて、火の元確認。

【外出中】 ※その場所の安全性を確認！

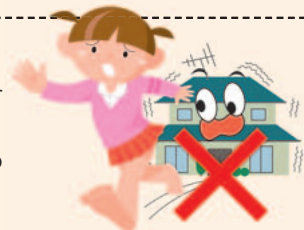
- ① 今いる場所の安全性を確かめる。
ブロック塀、自販機等は転倒のおそれがあります。
ビルのそばは、窓ガラスの破片等が降ってくるおそれがあります。



2 地震がおさまった後の行動

【在宅中】

- ①窓や戸を開け、出口を確保…慌てて飛び出さない（余震、屋根からの落下物、交通事故に注意）。



- ②火災が発生したとき

- ・初期消火。無理ならすぐ避難すること。



- ・119番通報（消防本部のFAX番号を確認する）。

※通報内容…火災か・救急か、住所・目撃者、火災の状況（何が燃えているか？ 逃げ遅れの人はいませんか？）

【外出中】

- ①冷静に行動…大勢の集まりでは、係員の指示に従い、単独行動をしない。



- ②火災が発生したとき…初期消火、119番通報。無理ならすぐ避難すること。

- ③正確な情報の入手

☞ 大地震が発生すると、パニック状態になりやすく、不確実な情報やデマはパニックに拍車をかけます。

P. 5「日頃からの備え」の1に書いてある情報を通して、できるだけ正確な情報を得るようにしてください。

- ・ テレビなどによる情報
- ・ 市町村，県からの情報
- ・ やすらぎの情報
- ・ ツイッターによる情報（行政の公式アカウントなど）
- ・ 近くの人に，聴覚障害者であることを伝え，正確な情報を聞く

④ 我が家の安全，隣の安全を確かめあう。

⑤ 避難所へ移動

☎ 市町村から避難勧告などが出た場合は，速やかに避難所へ避難してください。

- ・ 避難の前に，火の始末，電気・ガスの確認。
- ・ 避難の荷物は最小限に。
- ・ 留守家族には，連絡メモを。
- ・ 避難は徒歩で。
（車・バイクは禁止）。
- ・ 近所の人々と集団で，指定された避難場所へ。



- ・ 避難所では，係員に相談して，聴覚障害者であることが周りから分かるよう，「災害時緊急カード」等を身に着ける。



Ⅲ 応急対策，復旧・復興

1 応急対応

● 正確な情報の入手

☞ P. 5『日頃からの備え』の1に書いてある情報を通して，できるだけ正確な情報を得るようにすること。

2 被災下での生活

(1) 在宅避難，避難所での生活

● 在宅避難（自宅待機）

- ・ 必要な情報を得よう，努力してください。近所の方々に対しても，市町村広報車その他の音声による情報があつたときは必ず伝えていただくよう，お願いしておいてください。
- ・ 県外から茨城県内の親類宅など避難所以外の場所に避難している人がいる場合は，総務省に「全国避難者情報システム」が設けられるので，これに情報提供してください。

※登録すると，支援に関する情報が届けられます。また，登録した内容は，被災前に住んでいた自治体に情報提供されます。

● 避難所での生活

避難所は市町村が指定している場所に設営されます。避難所生活では，ボランティア等に任せきりにせず，運営に積極的に協力していくことが大切ですが，聴覚障害

者として、次のことはお願いしてください。

- ・聴覚障害者であることを周りの方に理解し、支援していただくため、耳マークを着けたり、貼り紙をするほか避難所の係員に相談する。
- ・コミュニケーションに困るときは、障害者支援機関や通訳者団体に連絡してもらおう。

〔例〕 耳マークの腕章等を着けて分かるようにする



(2) 生活上の留意事項

- 被災証明、罹災証明を市町村に申請しましょう

建物等が被災した場合、税金や公共料金の減免等が受けられることがあります。また保険金請求等のためにも、被災状況の写真を撮り、罹災証明等を申請しておきましょう。

- ・「罹災証明」は、実際に住んでいる家について、市町村が被害状況・程度を一定の基準に基づき判定し、証明するもの。市町村に交付願いを出すと、被災家屋調査を行ったうえで発行されます。

大規模災害が発生した場合の各種救援措置はこの罹災判定により行われます。税金や公共料金等の減免・控除・支払

猶予，建物修復への銀行融資・利子補給などの場合に，この証明書が必要になります。

- ・「被災証明」は，「住んでいる家屋以外」のすべての被害を証明するもので，保険の請求や休業証明など各種制度の手続きの際に必要となります。
- ・これらの交付願いに必要な証拠書類等は，市町村により異なることがあるので，地元市町村に問い合わせてください。

●地震保険金の請求手続きをとりましょう

地震保険に加入している場合は，被災後，速やかに保険金請求をしましょう。

- ・地震保険は，火災保険とセットになり，地震・津波による火災・損壊を補償するもので（一般の火災保険では，これらは補償されません），対象は「居住用の建物と家財」です。事務所等や，30万円超の貴金属・自動車等は対象外。
- ・地震保険は，火災保険の保険金額の30～50%の範囲で保険金額を決めます。
- ・保険金は，契約金額に対し，全損100%，半損50%，一部損5%（時価が限度）支払われます。

●災害に便乗した悪質商法に注意しましょう

次の例のような，災害に便乗した悪質商法や義援金詐欺にあわないよう注意しましょう。悪質商法は，災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

注意！

- ・『被災家屋の修理をすれば行政から補助金が出る』と虚偽の勧誘。
- ・『ブルーシートをかけるより、すぐ修理した方がいい』と不安をあおり、契約を急がせる。
- ・公共機関と勘違いするような名称を使って『耐震診断をします』と広告をし、勧誘する。
- ・公共機関を装ったり、無料を装い、『清掃に来ました』『困っていることはありませんか』と言って、法外な料金を請求。
- ・電力会社を装い、『地震後の点検・修理をします』と言って高額な料金を請求。
- ・訪問して「雨よけ」のブルーシートをかけてくれたが、屋根工事を断るとブルーシート代名目で高額な請求。
- ・日本赤十字社や中央共同募金会等を名乗り、訪問したり、偽りの銀行口座に義援金を振り込ませるはがき、電子メールを送りつける。



聴覚障害者関係団体の対応

I 日頃からの備え

■聴覚障害者団体、「やすらぎ」、支援団体

- 「聴覚障害者災害対策本部」の組織，活動内容を決める。

関係団体が協調し，あらかじめ次のような災害対策本部の組織，活動内容等を決めておき，災害発生時に速やかに立ち上げ，動けるようにしておく。

 - ・ 構成員・役割
 - ・ 関係団体の役割・活動内容と連携方法
 - ・ 支部の役割，甚大な被災下にある支部へのフォロー
 - ・ 避難所等の確認
 - ・ 災害時に聴覚障害者に伝達すべき主な情報例
 - ・ 市町村との連携
 - ・ 上部団体等への報告・緊急時要請事項
 - ・ 災害対策に関する県・市町村への必要な要望活動
- 情報提供施設としての機器類を整備する。

やすらぎは，情報提供施設として，停電等の場合でも情報入手や連絡が図れるよう，モバイル端末等を整備する。
- やすらぎの機能停止期間における通訳者体制を確保。
 - ・ 通信手段が途絶えている中であっては，近隣の聴覚障害者と手話通訳者，要約筆記者同士での助け合いに心がける。

- ・毎年度、手話通訳者・要約筆記者名簿を消防・警察に配布し、緊急時には、消防署・警察署から直接通訳者派遣依頼ができるような環境整備をする（定期的に警察・消防関係者と連絡を持つ）。
- 災害時の安否確認、生活情報提供等のため、聴覚障害者の同意を得てFAX番号、メールアドレス等の取得に努める。
- 災害時に関係機関と円滑な協力活動ができるよう、普段から信頼・協力関係を築いておく。
 - ・日頃から聴覚障害関係団体、通訳者団体及び地域サークル等の間で緊急時対応についての話し合い。
 - ・行政、社会福祉協議会等との交流及び地域での組織的な支援体制についての話し合い。特に、「災害時要援護者支援制度」の推進、安否確認方法の確認、コミュニティFM等きめ細かな生活情報を可視化する方策。
- 日曜教室、学習会等の機会に、災害とその対応に関する知識を学び、話し合う。

【手話通訳関係】

- 防災情報について学ぶ機会（勉強会等）を設ける。
- 個人情報保護に注意しつつ、ろう者及び通訳者の住所等の情報を共有する方策を検討する。
- 通訳者名入りの避難所マップ作成の可否を検討する。

【要約筆記関係】

- 災害によりやすらぎが機能停止した場合において、被災下での会員の安否を確認するとともに、障害者に対する支援

活動に当ることができる状況かどうかを把握できるよう、「災害時確認名簿」（携帯電話番号，メールアドレス等）を整備する。

- 日頃から，要約筆記3団体と茨難聴との関係を強化するとともに，要約筆記3団体災害時連絡網を整備する。

II 地震の発生直後の対応

■ 「やすらぎ」，聴覚障害者団体，支援団体

1 やすらぎ施設の安全確認と来所者の避難誘導

- ① やすらぎ開所時に地震が発生したときは，来所者に対し，落下物，飛散物から身を守るよう指示する。
- ② 地震がおさまったら，来所者・職員の安全を確認し，救出・救援を行うとともに，火の元，施設の安全性を確認し，必要な場合は直ちに消防署に連絡する。

< 消防署への通報事項 >

- ・ 火災か，救急か
 - ・ 所在地，建物の名称・目じるし
 - ・ 火災の状況（場所，逃げ遅れ者の有無）
- ③ 施設の被災状況から，安全性に疑問があるときは，直ちに来所者を屋外に誘導する（来所者の混乱を避けるため，職員間で必要な役割分担をとる）。

大災害の発生により市町村から避難勧告等が出たときは，速やかに来所者を避難誘導する。その際，避難者の

人数（できれば氏名等）を確認し、まとめて避難場所に避難する。

「やすらぎ」直近の避難場所

水戸市吉沢市民センター 029-247-1989

水戸市立吉沢小学校 029-247-8113

- ④地震に関する正確な情報を把握し、今後の対応について、役員その他関係者間で連絡を取り合う。併せて、県障害福祉課に連絡を取る。
- ⑤やすらぎ施設内の対応が一段落したときは、地域住民と協力し、積極的に火災の拡大防止、けが人の救出・救護等の活動に当たる。

2 「聴覚障害者災害対策本部」立上げの準備

茨聴協は、災害の程度・状況が著しく、又は広範囲に及ぶときは、聴覚障害者に対する組織的かつ効果的な支援活動を行うため、全日本ろうあ連盟等の助言も受けながら、関係団体と連絡をとるなど、「聴覚障害者災害対策本部」立上げの準備をする。

☞ 災害対策本部としての支援活動については、次の「Ⅲ 応急対策」を見ること。

3 支援団体の対応

- まずは落ち着いて自分の身を守るための行動をする。揺れが落ち着いた後は、身近な人の安全を確保しつつ、周囲に聴覚障害者がいないか注意を払う。
- 通訳者団体会員の安否を確認し、支援可能者を把握する。

Ⅲ 応急対策，復旧・復興

■聴覚障害者団体及び「やすらぎ」

1 「聴覚障害者災害対策本部」を立ち上げる。

- ・要綱に従い，関係団体の連携により緊急に実施すべき支援活動内容を決定し，活動に移る。
- ・やすらぎHPを県等の防災情報サイトにリンクする。ツイッターを設置する。
- ・支援活動に当たっては，市町村と連絡を取り，連携した活動に心がける。
- ・上部団体等に被災状況や支援活動の実施状況等を報告し，助言等を受け，必要な場合は緊急応援を要請する。

2 主な支援活動の内容〔例〕

①聴覚障害者の安否確認

- ・関係団体が手分けして，団体会員，非会員の聴覚障害者の安否確認を行う。
- ・支部の協力を得て，避難所に避難している聴覚障害者の有無・安否確認を行う。
- ・必要な場合は，避難所等に通訳者を緊急派遣する。



《避難所でのポスターの例》

●避難所に聴覚障害者がいた場合は？

- ・避難所に聴覚障害者がいたら、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」や、福祉事務所等に連絡してください。
- ・聴覚障害者に対し、手話、筆談のどちらが必要か、大きな声で話せば大丈夫かなど、コミュニケーション方法を確認してください。
- ・聴覚障害者は、避難所の係員や周りの人に、『食糧や水の配給など何かの放送があったらすぐに周りから筆談などで伝えるなど、サポートして頂くよう』お願いしてください。
- ・聴覚障害者には、聴覚障害者であることが分かる目印（スカーフ、リボンなど）を付けてもらう方法もありますが、その場合は必ず本人の了解を得てください。
- ・聴覚障害者は唇の動きだけでは正確に伝わりません。筆談や携帯のメール画面などを使ってみてください。特に、停電した暗闇では手話や筆談ができないので、手の届くところに懐中電灯などライトを確保してください。



聴覚障害者・ろう者の方へ

困り事、相談は…

まで！！



手話ボランティア・手話通訳・要約筆記が必要なら

情報が欲しい人 (社)茨城県聴覚障害者協会

FAX 029-246-0998 TEL 029-248-0882

手話通訳・要約筆記等の派遣依頼 茨城県立聴覚障害者むか【やすらぎ】

FAX 029-247-1369 TEL 029-248-0029

茨城県水戸市住吉町 349-1

手話



文字

《避難所へのお願い》

●聴覚障害者用情報受信装置の設置について

- ・避難所のテレビやラジオで地震などの情報が発信されていても、手話通訳や字幕がないと聴覚障害者は内容が全くわかりません。衛星放送のCS 統一機構「目で聴くテレビ」では聴覚障害者のために手話、字幕による放送を行っていますので、是非、避難所に聴覚障害者用情報受信装置（CS 放送受信機）「アイドラゴンⅢ」を設置してください。

※アイドラゴンⅢについての詳細は、アイドラゴンカスタマセンターへ <http://eye-dragon.astem-co.co.jp>

●聴覚障害者への緊急連絡

- ・避難の必要が生じ得る地域では、あらかじめ隣近所に聴覚障害者がいるかどうか確認しておくとともに、避難勧告が出た場合は、知らせてください。

②被災下での生活情報等の提供

FAX 等により，次のような，被災下の生活に役立つ情報を提供する。

- ・ ライフラインの復旧状況
- ・ 行政による被災者支援措置の内容
- ・ 悪質商法への注意，罹災証明取得・保険金請求の留意点など被災下での生活情報

3 緊急の行政要望等の実施

聴覚障害者に対する各種支援活動の実施に当たり，県，市町村など行政側の緊急の対応・配慮が求められる事項について，要望活動を行う。

[緊急要望等の例]

- ①行政による災害時緊急措置に関する情報を確認するとともに，関係団体等に周知する（ライフラインの被害・復旧状況，緊急車両の優先給油，高速道路無料等）。
- ②県(主管課を通し災害対策本部へ)に対し，通訳者派遣用の緊急車両指定及びガソリン等の優先給油を要請する。
- ③二次避難所として，障害者等に配慮した福祉避難所を学区ごとに指定すること。
- ④避難所の運営に関するきめ細かな配慮…運営体制の責任者に女性を配置，性別に配慮した避難所の設計，地域の医療機関・保健センター・保育・教育機関等と連携した運営等。

■支援団体

- 自分がろう者，あるいは支援者であることが分かる手段に配慮する（スカーフ着用，その他）。

例えば，支援団体が支援活動をする際は次の表示をしたものを着用する。

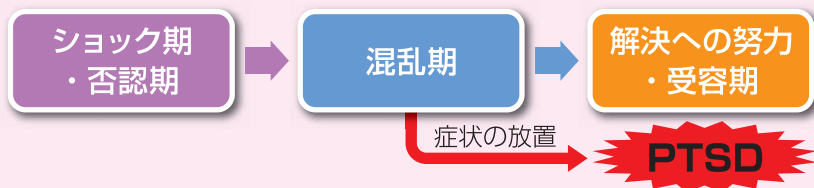
（例）

耳の不自由な方を支援します
筆談・通訳

- 緊急時の情報保障
 - ・重要な音声情報を聴覚障害者本人・団体に伝達する。
 - ・被災下で困っているろう者の存在を市町村，関係団体に連絡し，支援を要請する。
 - ・市町村設置通訳者がいない場合に，当該市町村と調整のうえ必要がある場合は市町村役場で待機する。市町村の部署により複数の通訳者待機が必要な場合は，窓口同士で連携する。
- 支援活動に当る支援者の精神ダメージをフォローする「ピアサポート」体制を整備する。

災害時の心のケアについて

1 震災における心の動き



PTSD…心的外傷後ストレス障害（心の傷による“後遺症”）
〔具体例〕 再体験（フラッシュバック）、反応性麻痺、過覚醒

2 被災者への心のケア

(1) 活動内容

- ・被災者に近づき、活動を始める
- ・当面の安全を確かなものにし、被災者が心身を休められるようにする
- ・安定化（混乱を鎮め、見通しがもてるようにする）
- ・情報を集める——いま必要なこと、困っていることの把握
- ・現実的な問題の解決を助ける
- ・周囲の人々との関わりを促進し、その関係が長続きするよう援助する
- ・ストレス反応と対処の方法について知ってもらう
- ・被災者が必要とするサービスを紹介し、引き継ぎ

(2) 被災者を直接支援する際の注意事項

- ・被災者の気持ちを思い込みで決めつけない
- ・被災者の反応を病理化しない

- ・被災者すべてが話をしたがっていると思ったりしない
- ・共感をもって被災者に添い、被災者の負担にならず支援する
- ・単独で判断せず、所属団体や専門家の意見を聴く

3 援助者への心のケア

(1) 援助者のストレス要因

- ・急性期における業務形態が慢性化することによる疲労
- ・使命感と現実の制約との間での葛藤
- ・被災者の接触により、怒りなどの強い感情を向けられることがあること

(2) 援助者に生じる心理的な反応

- ・急性ストレス反応, PTSD, 適応障害, 恐怖症など

(3) 対策

- ・業務ローテーションと役割分担の明確化
- ・援助者のストレスについての教育
- ・心身のチェックと相談体制
- ・住民の心理的な反応についての教育
- ・被災現場のシミュレーション
- ・業務の価値付け

※詳しくは、次の文献等を参照してください。

『震災と心のケア』日東書院 2011 石崎朝世監修 / 片山和子・湯汲英史共著
 兵庫県こころのケアセンター『サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 第2版』
 東京都福祉保健局『災害時の「こころのケア」の手引き』
 厚生労働省 2001『災害時地域精神保健医療活動ガイドライン』（厚生科学特別研究事業）

身近で聴覚障害者を サポートしていただける方へ

災害時は大切な情報の多くが「音声」になるので、聴覚障害者にとって、必要な情報の入手が困難になります。

情報伝達が鍵です！

支援していただける方は、手話ができなくても、身振り、筆談、その他いろいろな複数の方法によってコミュニケーションをとってみてください。

- 1 本人が、『災害時手話ハンドブック』を持っているときは、参考にしてください。
- 2 合図をしてから話し始めてください。
- 3 筆談の場合は、紙のほか、手のひら、空中（空書）に書く方法もあります。
- 4 □の動きでも伝えてみてください。

◎災害時ボランティア登録についても、
ご協力をお願いいたします。



耳マーク

このマークは、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です。
口元を見せてはっきり話したり、筆談や手話でやり取りするなどの配慮が必要です。

〔編集・執筆〕

社団法人 茨城県聴覚障害者協会
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ
特定非営利活動法人 茨城県中途失聴・難聴者協会
茨城県手話通訳問題研究会
茨城県手話通訳者協会
茨城県要約筆記者協会
要約筆記いばらき
特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会
北関東ブロック茨城支部